

雲南市・奥出雲町・飯南町次期可燃ごみ広域処理施設用地選定支援業務 仕様書

第1章 総則

1 目的

雲南市、奥出雲町、飯南町（以下「3市町」という。）では、雲南市・飯南町事務組合（以下「事務組合」という。）が雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想を令和4年4月に策定。同年7月には、3市町で可燃ごみの広域処理に向けた基本合意書を締結している。

令和5年3月には雲南圏域における次期不燃ごみ広域処理施設整備基本構想についても事務組合が策定しているため、既存基本合意書の内容の見直しを行う予定としている。

今後、3市町では、2つの基本構想の検証結果を参考に、経済性、環境保全性、効率性などの点から、次期一般廃棄物処理施設（可燃ごみ処理施設・資源リサイクル処理施設・最終処分場）について、可能な限り一体的な整備ができるよう、総合的な検討を更に進めていく必要があると考えている。

施設建設用地の選定に際しては、3市町での検討に加え、外部有識者等で構成する用地選定検討委員会を設置し、将来の展望も踏まえた調査審議を行うこととしている。

雲南市・奥出雲町・飯南町次期可燃ごみ広域処理施設用地選定支援業務委託（以下「業務」という。）の履行にあたり、受託者は、円滑に候補地が決定できるよう、受託者の有する専門的な知識、技術、経験等をもって、本市や用地選定検討委員会の求める建設用地の選定に関する資料作成や指導・助言、用地選定検討委員会の運営支援を行うものである。

2 業務名及び業務場所

業務名：雲南市・奥出雲町・飯南町次期可燃ごみ広域処理施設用地選定支援業務委託

業務場所：雲南圏域（雲南市、奥出雲町、飯南町地内）

3 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月25日までとする。

4 基本事項

（1）本仕様書の適用範囲

本仕様書は、本市が発注する業務に適用し、本仕様書に明記なき事項であっても、当該業務の目的達成上当然に必要なと認められるものは、受託者の責任において実施するものとする。

(2) 業務管理

- ①受託者は、業務の円滑な推進を図るために、十分な経験を有する管理技術者を配置する。
- ②管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行う。
- ③業務の円滑な推進を図るため、本組合及び受託者は常に密接な連絡を取り、十分な協議を行い、業務を処理する。
- ④業務の途中において、本市が報告を求めたときは、受託者は速やかに報告を行う。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係する法令、政令、省令、条例、細則通知等を遵守する。

(4) 資料の貸与

業務の遂行に必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うが、現在、本市が所有し業務に利用できる資料は貸与する。貸し出しにあたっては、受託者は、貸与を受ける資料のリストを作成し、返却期日を明記のうえ、本市の承諾を得るものとする。

(5) 秘密の保持

受託者は、常に本市の立場であることを認識し、業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(6) 留意事項

受託者は、関係する諸官庁と協議（本市が同席し、または、本市の了解を得た後に行うことが原則）を必要とするとき、または、本市から協議を求められた場合には、誠意をもってこれにあたり、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、遅延なく本市に提出する。

5 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、雲南市契約規則で定める書類を提出しなければならない。

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度、本市の承諾を受けること。

6 成果品

業務完了後、速やかに下記の成果品を納品すること。成果品に関しての著作権及び所有権は本市に帰属する。

- ・報告書A4版 2部
- ・電子データ（CD-R） 1部

7 疑義

本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議し、本市の意図を十分に理解し業務を遂行する。

第2章 一般廃棄物処理施設用地選定支援業務内容

1 業務概要

(1) 業務の考え方

本市が実施する次期可燃ごみ広域処理施設の用地選定は、2つの基本構想の検証結果に基づき、将来展望にも留意しながら実施しなければならない。

また、当該用地選定の円滑な推進においては、専門的な知見からの検討、評価や客観性、公正性の確保も重要となることから、3市町での検討に加え、外部有識者を含む用地選定検討委員会を設置し選定作業を進めることとしている。

受託者は、2つの基本構想及び本仕様書に定める内容に基づき、本市や用地選定検討委員会の求めに的確に応じ、円滑に候補地が決定できるよう、専門的な知識、技術、経験等を最大限活用し、業務に取り組むものとする。

(2) 用地選定に係る作業工程の概要

用地選定に係る作業は、3市町での検討と用地選定検討委員会での調査審議とを並行しながら実施していくことを踏まえ、用地選定に係る作業方針を定めていく必要がある。

用地選定に際しては、公募や受託者からの提案、構成市町村からの推薦等による候補地について、当該委員会での調査審議の結果も参考に、3市町で構成する次期可燃ごみ広域処理施設整備準備検討会議にて建設候補地を決定するものである。

なお、今後の3市町での協議結果や用地選定検討委員会での調査等の状況によっては、上記作業工程が変更となる場合があることに留意し、その場合は適切に対応するものとする。

2 用地選定の対象施設

用地選定の対象とする施設は次のとおりとし、令和14年度の稼働を目標とする。

① 可燃ごみ広域処理施設 1施設

ただし、前述の将来展望にも鑑み、次の施設に係る一体的整備の可能性にも十分配慮すること。

② 不燃ごみ処理施設（不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ） 1施設

③ 最終処分場 1施設

3 業務内容

本業務において、受託者が調査・整理・検討する事項や用地選定検討委員会の運営支援に関する内容は、次のとおりである。

(1) 用地選定に係る作業方針の作成

作業方針については、事務組合が2つの基本構想とともに、令和5年3月に一般廃棄物処理施設用地選定方針を既に定めている。従って、これらの基本構想、選定方針を十分に参照したうえで、業務を進めることを原則とする。

なお、整備施設の特徴や人口分布、地形、インフラ等の雲南圏域の地域特性を考慮したうえで、候補地の抽出にあたっての適地・非適地のエリア等の具体的な条件設定、候補地の抽出手法、その候補地の選定（絞込み）方法等を定めた作業方針を必要に応じ作成しても差し支えないものとする。

(2) 評価項目・評価基準の設定

用地の選定を行ううえで必要な評価項目、評価基準（以下「評価基準等」という。）を設定する。また、候補地選定作業にあたっては、この評価基準等に基づき、各候補地を比較評価するための資料を作成する。なお、候補地数は未定であるが、段階的に選定作業を行う必要がある場合は、その段階に応じたものとする。

(3) 候補地の調査

各候補地について、個別調査及び詳細調査を行い、資料を作成する。

個別調査は、各候補地の基礎調査であり、机上調査を基本とするが、必要に応じて現地調査を想定したものとする。

詳細調査は、最終評価項目として、施設配置、概算工事費、概算収集運搬費、施設整備スケジュール等について調査し、取りまとめるものとする。

(4) 地域貢献策の検討

用地選定にあたって、周辺施設との連携体制や周辺環境整備等の検討を行い、地域貢献策や地域振興費に関する資料提供を行うものとする。

(5) 用地選定検討委員会の運営支援

受託者は、用地選定検討委員会の円滑な運営を支援するため、当該委員会へ提出する資料作成を行うとともに、当該委員会への出席、説明、会議概要の作成等を行うものとする。